

		<h1>アルゼンチン</h1>			
生物多様性条約	○	名古屋議定書	○	ITPGRFA	○
法制度の状況					
■概要 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺伝資源アクセスに関する主権は各州（国立公園を1州と考えた25州）に帰属し、国外への持ち出し（輸出）は環境省に権限。 ➤ アクセスのための規則は州によって異なるが、うち8州は規則がある。 ➤ 規則が明文化されていない17州は、州政府の意見を尊重しつつ、環境省が遺伝資源アクセスに関する権限ある当局を指名。 ➤ 遺伝資源を国外に持ち出す（輸出する）場合には、環境省の許可が必要。2010年に制定された政令226号（Resolution 226）に輸出条件を記載。 ➤ 既存法について「infoLEG (http://www.infoleg.gob.ar/)」から確認可能。 					
入手方法 <ul style="list-style-type: none"> ➤ アクセスについては州毎に法制度が異なるため、アクセスする州を定めたくて当該州に問い合わせる必要がある。 ➤ 各州の情報については、infoLEGから参照可能。 					
対象とする遺伝資源 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 未定 					
取組経緯 ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している					
H29	H30.1 アルゼンチン訪問【本事業】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ アルゼンチンにおける遺伝資源利用の制度について調査。 ➤ 連携可能な研究機関について情報収集。 				
これまでの成果 <ul style="list-style-type: none"> ■ABSに関連する法制度と運用に関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ➤ アルゼンチンにおける制度について情報収集。 ■カウンターパートに関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同研究先候補となり得るINTAとのネットワーク形成 					
今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> ➤ アルゼンチンに対して興味を持つ利用者に対して情報提供を行う。 					
カウンターパートに関する所見					
<u>国立農牧技術院（National Institute of Agricultural Technology）</u> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 南米における農業研究機関のリーダー的存在であり、影響力は大きい。 ➤ これまでも海外との遺伝資源に関わる共同研究を実施（日本を含む）してきており、経験もあり比較的オープン。 ➤ 遺伝資源の持出への認可に対しても強い影響力を持つことから、ネットワークを継続。 					
留意点 <ul style="list-style-type: none"> ➤ アルゼンチンに対しては、大学や企業による遺伝資源へのアクセスプロジェクトが動き始めていることから、それらについても情報収集を行う必要がある。 					